(4)　その他事業　①現金及び預金　68,070,704円
②器具・備品　11,660,058円
③ソフトウェア　4,234,930円

9．引当外退職給付増加見積額は以下のとおりであります。
(1)　大阪固有事業　1,076,800円
(2)　福岡固有事業　3,783,592円
(3)　受託事業　6,862,730円
(4)　その他事業　7,583,120円
(5)　法人共通　12,299,442円

10．損益外減損損失相当額は以下のとおりであります。
(1)　大阪固有事業　2,378,432円

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について

（平成二十二年九月十日文部科学大臣認可二十二受文科高第一〇九四号）

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（平成九年十二月二十四日文部大臣認可）の一部を次のように変更する。

第十一条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第十四条を次のように改める。

（加入者被扶養者証）

第十四条　事業団は、施行規則第一条の五の規定による申請書（加入者について被扶養者がその要件を欠くに至った場合における申請書を除く。第十六条第五項において同じ。）の提出があり、被扶養者の要件を備えるものと認定したときは、直ちに、様式第七号の規定による加入者被扶養者証を作成し、当該学校法人等を経て、これを加入者に交付しなければならない。

2　第十一条第二項から第四項までの規定は、加入者被扶養者証について準用する。この場合において、同条第二項中「施行規則第二条第一項」とあるのは「施行規則第三条第三項において準用する施行規則第二条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「施行規則第三条第三項において準用する施行規則第二条第二項」と、同条第四項中「施行規則第二条第六項」とあるのは「施行規則第三条第三項において準用する施行規則第二条第六項」と読み替えるものとする。

3　前項において準用する第十一条第三項の規定により加入者被扶養者証の検認又は更新を行う場合は、必要に応じ、被扶養者の生計維持に関する証明書類等の提出を求めることができる。

第十五条（見出しを含む。）中「遠隔地被扶養者証整理簿」を「加入者被扶養者証整理簿」に改める。

第十六条第一項中「第一条の四」を「第一条の五」に改め、同条第三項中「第一条の六」を「第一条の七」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「事業団は、」の下に「任意継続加入者となった者に対しては、」を加え、「第二条」を「第一条の五」に、「提出を受けた場合において、当該申請を理由があると認めた」を「提出があり、被扶養者の要件を備えるものと認定した」に、「様式第七号による遠隔地被扶養者証」を「様式第七号による加入者被扶養者証」に改め、同項後段を削り、同条第六項中「任意継続加入者」の下に「及びその被扶養者」を加え、「、施行規則第三十四条の四第二項」を「施行規則第三十四条の四第二項」に改め、同条第七項中「遠隔地被扶養者証及び」を「その被扶養者に係る加入者被扶養者証並びに任意継続加入者及びその被扶養者に係る」に改め、同条第八項中「に係る遠隔地被扶養者証」を「の被扶養者に係る加入者被扶養者証」に改め、同条第九項中「任意継続加入者」の下に「及びその被扶養者」を加える。

様式第五号を次のように改める。

様式第五号（第十一条、第十六条関係）

（表面）

私立学校教職員共済加入者証　【本人】加入者

発行番号　平成　年　月　日交付

記号　番号

氏名

生年月日　年　月　日　性別

資格取得年月日　年　月　日

保険者所在地　東京都文京区湯島1丁目7番5号
日本私立学校振興・共済事業団　印

保険者番号・名称

（裏面）

注意事項　保険診療を受けようとするときには、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

備考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます（記入は自由です。）。
記入する場合は、1．2．3．のいずれかの番号を○で囲んでください。

1．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれにも移植の為に臓器を提供します。
2．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3．私は、臓器を提供しません。

≪1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。≫

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄〕

署名年月日：　年　月　日

本人署名（自筆）：　家族署名（自筆）：

備考
1．プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
3．必要があるときは、墨書きの文字を総書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
4．任意継続加入者については、本加入者証表面に「任意継続」と表示し、資格取得年月日欄には任意継続加入者となった日を記載するほか、有効期限を記載すること。
5．別途加入者に周知することにより、注意事項を省略することができる。
6．加入者に次に掲げる事項を周知するものとする。
(1)　加入者証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入して大切に保有すること。
(2)　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず加入者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月の初日であり誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は加入者証に高齢受給者証を添えて）窓口に提出すること。
(3)　加入者の資格がなくなったときは、遅滞なく、加入者証を事業団に返納すること。
(4)　不正に加入者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
(5)　加入者証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に提出して訂正を受けること。
(6)　臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載によること。
・特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
・家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。
また、「家族」は移植業者の説明を受けている者に限らないこと。